「自主防災組織への補助金制度」について

１　自主防災組織訓練事業費補助金・・・・・・・・・１ページ

２　自主防災組織資機材整備事業費補助金・・・・・・３ページ

**注意**次　**次の場合は補助対象とはなりません**

* 補助金申請前に消耗品や資機材を購入した場合
* 補助金申請以外の消耗品や資機材を購入した場合
* ポイント受領等個人の利益となる支払いを行った場合
* クレジットカード（個人所有）での支払いを行った場合
* インターネットなどの通販等で購入した場合

**甲斐市役所**

**防災危機管理課**

１　自主防災組織訓練事業費補助金

1. **概要**

【補助金額】　①組織加入世帯数×200円＋均等割額40,000円

②実際に要した経費

いずれか低い方の額。ただし限度額は年額１０万円。

【申請期限】　甲斐市総合防災訓練に係る申請は令和６年１０月４日（金）

【補助対象事業】　消火訓練、救護・救助訓練、消火栓器具操法等訓練、炊き出し訓練、

　　 　　　　　 　　安否確認訓練等　※詳細は２ページ参照

1. **申請の流れ**

【１週間程度】

**自主防災組織（自治会）**

**甲斐市役所**

**２．申請書の受領**

**８．支払処理**

【２～３週間程度】

**１．申請書の提出**

**（令和６年１０月４日まで）**

【提出書類】

□ 訓練事業費補助金交付申請書

**４．交付決定通知の受領**

**５．訓練の実施**

① 消耗品等の購入

② 訓練の実施

③ 領収書・レシート等の受領

**６．実績報告書の提出**

**（令和６年１２月末まで）**

【提出書類】

　□ 訓練補助金実績報告書

【添付書類】

　□ 領収書・レシート等の写し

**９．補助金の入金**

**３．交付決定通知の送付**

**７．実績報告書の受領**

1. **補助対象となる経費**

|  |  |
| --- | --- |
| 消耗品費 | ◆ 消火器詰め替え（訓練に使用したものに限る）◆ 三角巾　◆ 軍手　◆ 川砂　◆ 土のう袋◆ 資料作成経費　 ◆ ごみ袋（配布用は不可） |
| 燃料費 | ◆ ガソリン　◆ 灯油　◆ オイル |
| 食料費 | ◆ 参加者用飲み物**1人1本まで**（参加賞等における配布用は不可） |
| 材料費 | ◆ 炊き出し用材料費（米、塩、梅干し、炊き出し袋） |
| その他 | ◆ 水消火器　◆ 訓練用まと（レンタル、リースは対象。購入の場合は資機材補助金を活用ください）◆ その他訓練に必要と認めるもの（補助金申請時に協議してください） |

1. **補助対象とならない経費**

|  |  |
| --- | --- |
| 消耗品費 | ◆ 配布用レジ袋、ゴミ袋など参加賞のような物品◆ 文房具　◆ 洗剤　◆ スポンジ等 |
| 燃料費 | ◆ 備蓄用燃料 |
| 食料費 | ◆ 非常食品（乾パン等）　◆ 反省会費　◆ 訓練打合せ飲み物代 |
| 材料費 | ◆ カレー等のおかずを作るための材料　 ◆ レトルト食品 |
| その他 | ◆ 車両借上げ・資料作成等に係る謝礼　 ◆ 写真等現像代◆ その他訓練に関係ないと思われるもの◆ 備蓄として使用できるもの |

* 1. **その他**
* 訓練補助金は実績に基づいて交付されます。その為、申請金額と実績報告の金額が異なっている場合は、実績報告の金額が交付額となります。
* 補助金申請後に諸事情により、訓練を行わなかった場合についても実績報告書は提出してください。その場合、実績を「０円」として記入してください。
* 金額や数量等の訂正については、塗りつぶしたり、修正液を使用したりせず、二重線で消した上に訂正印を押し、余白へ書き直してください。
* **訓練に必要な経費については、必ず申請書に全て記載してください。申請書に書かれていない経費を実績報告として記載した場合、補助金対象となりませんのでご注意ください。**
* **飲料、消耗品等を購入する際は、昨年の訓練参加人数等を確認して、申請をしてください。**

**申請と実績の人数が大きく違う場合は補助対象となりませんのでご注意ください。**

**（申請と実績との差が＋30人程度までを補助対象とします）**

* 領収書については「○○自主防災組織」等とし自主防災組織名で受領してください。





２　自主防災組織資機材整備事業補助金

1. **概要**

【補助金額】　防災資機材整備費の３分の２の額

ただし、整備費の合計が**２０万円以上**の場合は、事前に市と協議をし

てください。**※協議後、申請を取り下げてもらう可能性があります。**

**※1自治会あたり20万円まで補助出来る訳ではありません。**

【補助対象事業】　避難・情報収集・伝達用具、消火用具、救出・救援用具、

給食給水用具、その他　※詳細は５ページ参照

1. **申請の流れ**

**自主防災組織（自治会）**

**甲斐市役所**

**１．申請書の提出（令和６年１２月末まで）**

【提出書類】

□ 補助金交付申請書

【添付書類】

　□ 購入先からの見積書、又は

購入金額がわかるもの

**２．申請書の受領**

**購入品目や数量の変更を行う場合**

【提出書類】

 □ 変更承認申請書

　【添付書類】

　　□ 変更後の見積書、又は

金額がわかるもの

**変更申請書の受領**

【１週間程度】

**３．交付決定通知の送付**

**４．交付決定通知の受領**

**５．資機材の購入**

① 見積業者からの資機材購入

② 領収書・レシート等の受領

③ 購入資機材の写真撮影

**６．実績報告書の提出（令和７年３月末まで）**

【提出書類】

　□ 実績報告書

【添付書類】

　□ 領収書・レシート等の写し

　□ 写真（品目・数量がわかるように）

**７．実績報告書の受領**

**８．支払処理**

**９．補助金の入金**

**変更決定通知の送付**

【２～３週間程度】

【１週間程度】

1. **補助対象経費となる資機材**

|  |  |
| --- | --- |
| 避難・情報収集・伝達用具 | 救出・救援用具 |
| ◆ ハンドマイク　 ◆ 拡声器◆ 簡易トイレ　　 ◆ 非常用トイレ　　　◆ ラジオ　 ◆ ラジオ付ライト◆ マスク ◆ アルコール◆ コードリール　 ◆ ランタン　　　　　　　　◆ 電池◆ 避難所用表示看板 | ◆ 折りたたみはしご　◆ ハンマー◆ チェーンソー　 ◆ ロープ◆ ヘルメット　 ◆ ヘッドライト◆ 簡易テント　 ◆ 担架◆ ＬＥＤ作業灯　 ◆ 三角巾◆ 軍手　　　 ◆ 毛布◆ 救急セット(消毒液、ガーゼ、包帯等)◆ 工具セット |
| 消火・水防用具 | 給食給水用具 |
| ◆ 消火器 ◆ 簡易消火用具　　　　　　　　　　　 ◆ 消火用バケツ　 ◆ 土のう袋　　　　　　　　　　　　　　 ◆ 可搬式ポンプ　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ◆ 炊き出し袋　◆ 防災釜　◆ ろ水機◆ 受水槽　　　◆ 保存用飲料水◆ 非常食（アルファ米等）◆ ガスボンベ、カセットコンロ |
| その他 |
| ◆ 防災倉庫（物置）　※10㎡以上のものは建築確認申請が必要となります。◆ ブルーシート　 ◆ 発電機　　 ◆ 投光器　　◆ 防水シート　　 ◆ リヤカー◆ その他防災備蓄品として必要と認めるもの |

※上記についてはあくまで一例です。記載のない物品については必ず防災危機管理課と協議の上、申請してください。

1. **補助金対象経費とならない資機材**

|  |  |
| --- | --- |
| 他の自治会行事等での使用が見込まれるもの | ◆ ワイヤレスマイク　　　◆ 集会場用電球◆ プロジェクター　　　　◆　草刈機 |
| 物品調達にかかる諸経費 | ◆ 送料　 　◆ 運送料　　◆ 振込手数料 |
| その他備蓄品として認められないもの | ◆ 個人の専有となりやすいもの◆ 各家庭での備蓄が可能なもの（例　防災リュックなど）◆ 個人への車両代金等 　◆ 資料印刷代 |

**（５）その他**

* 購入予定資機材の合計金額の３分の２の金額（１円単位）を補助金額とします。

ただし、割り切れない場合については小数点以下切り捨てとなります。

* 資機材補助金申請を行った後、品目や数量の変更、購入を中止する場合は必ず「自主防災組織資機材整備事業変更（中止・廃止）承認申請書」を提出してください。
* 領収書については「○○自主防災組織」等とし自主防災組織名で受領してください。
* **申請は原則１回までとし、一度に全て購入しようとせず、長期的に購入計画を立てた上で、申請を行うようお願い致します。**



